

1 監査の結果に対する改善措置

・監査の結果

団地造成事業における団地資産管理費に含まれる価格調整引当金及び臨時損失補てん引当金の年度繰入額について、土地造成事務取扱要領に定める繰入基準と現行の繰入基準とに差異があった。

・改善措置

土地造成事務取扱要領の繰入基準を、実態に即した繰入基準に改正し、新繰入基準に沿った会計処理を行うこととした。

今後、現実に即した引当ての在り方について検討し、見直しを図ることとする。

2 監査の結果を参考とした改善措置

(1) 団地造成事業

造成から販売に重点を移し、工業団地、住宅団地在庫の販売の強化を図るため、平成12年度の組織改正により、従来の用地対策課、開発課、ニュータウン建設課を新たに販売促進課、開発課に再編した。

特に、ニュータウン事業については、職員による直接セールスにも取り組むなど、販売体制の強化を図るため、出先機関として板倉ニュータウン販売センターを設置した。

(2) 観光施設事業

企業局事業全般の経営改善に取り組むため、平成12年度の組織改正により、経営企画課の中に経営改善室を設置した。

今後、特に観光施設事業については、各事業の存廃を含めて、その抜本的改善策を検討し、これを基に具体的な改善活動を実施することとする。

(3) 全般に関するもの

公共の福祉の増進と経済性の発揮という公営企業の基本原則に基づき、新たな企業局経営指針を策定することを通じて、現事業の改廃を含めた事業計画の見直しを行うとともに、効率的経営を推進し経営体質の強化を図ることとする。